

令和元年 地方分権改革提案

特定地域型保育事業に対する 「確認」の効力の拡大

令和元年7月10日 堺市・豊中市・指定都市市長会



地域型保育事業の「確認」の効力について、特定教育・保育施設（※）と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置を求める。

22

（地域型保育事業）

- 子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）において、平成27年度から、市町村の認可事業として「地域型保育事業」が創設
- 地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の4つの類型があり、定員19人まで（保育所型事業所内保育事業を除く）の比較的小規模な環境で、2歳までの保育を実施

（確認）

- 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設、事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設、事業として確認し、給付による対象とする制度
- 施設、事業者は、国が定める基準を踏まえ市町村が策定する運営基準を満たすことが必要

（※）特定教育・保育施設：認定こども園、幼稚園（私学助成園を除く）、保育所

現行制度の概要

【確認の申請】

- 確認（子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第29条第1項の確認をいう。）は、地域型保育事業者の申請により、市町村長が行う。（法第43条第1項）

【確認の効力】

- 地域型保育事業の確認の効力については、確認を行った市町村に限定（同条第2項）

【同意】

- 当該市町村外に所在する地域型保育事業者から確認の申請を受けた市町村長（以下、「被申請市町村長」という。）は、施設の所在する市町村（以下、「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないときは、確認をしてはならない。ただし、当該市町村長間の協議により、同意を要しないことについて同意（※）があるときは、この限りではない。（同条第4項）

【公示等】

- 市町村長は、法第29条第1項の確認をした場合は、遅滞なく、都道府県に届け出るとともに、これを公示しなければならない。（法第53条）

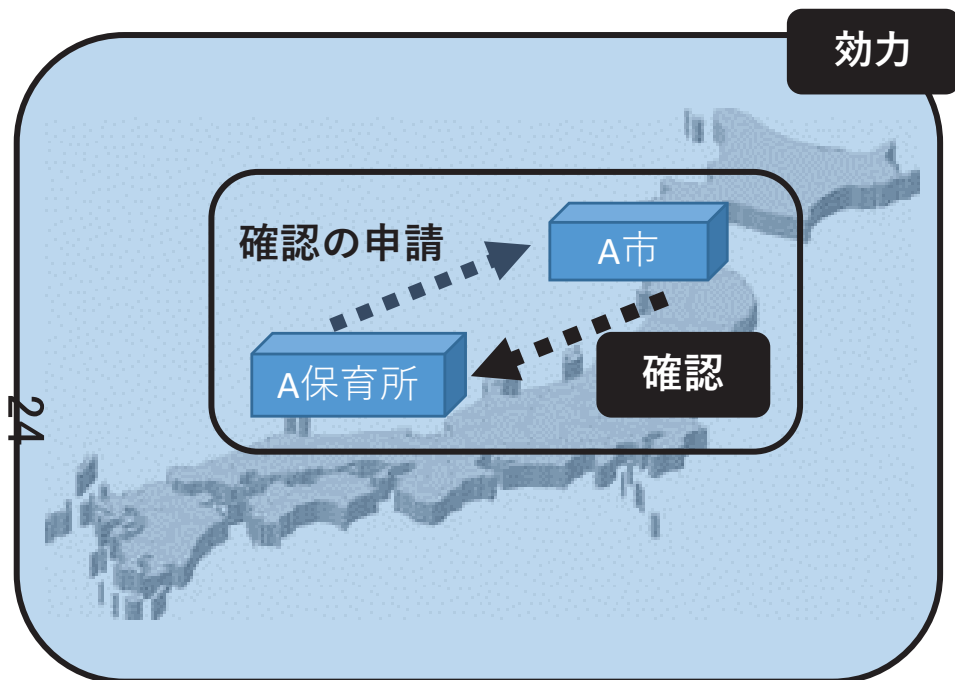
※：同意を要しないことの同意（法第43条第4項ただし書き）について

- あらかじめ、被申請市町村と所在地市町村長との協議により、同意を要しないことについて協議書を締結しておくことにより、個々の同意を不要とすることが可能
- この場合においては、所在市町村長による確認により、被申請市町村長の確認があったものとみなす。
- ただし、確認の申請、公示等については、省略することができない。

特定教育・保育施設については、施設の所在地市町村長における確認の効力が、全国に及ぶこととなり、他の市町村長の確認は不要

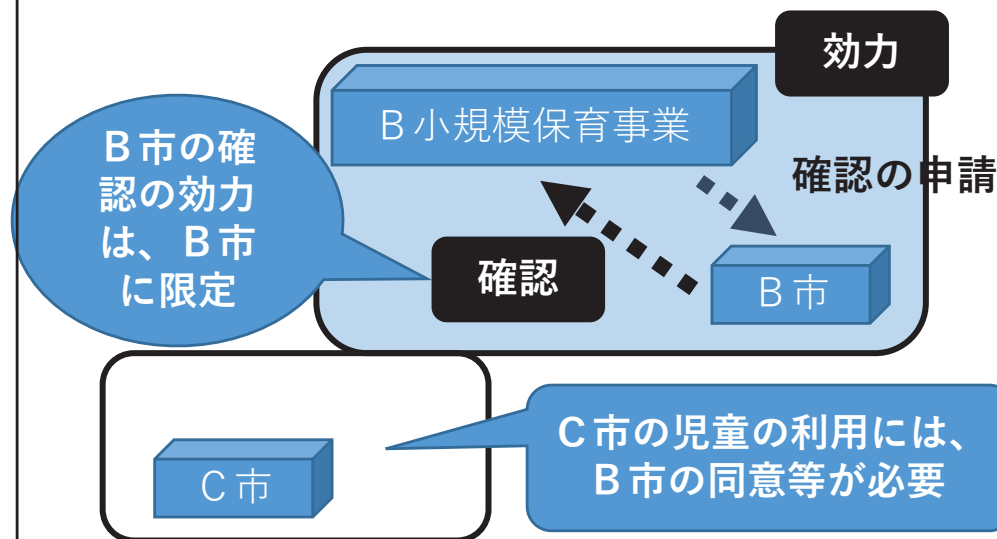
確認の効力のイメージ

特定教育・保育施設の場合



A市が、A市に所在するA保育所に行った確認の効果は、全国に及ぶ
これにより、他市の児童がA保育所を利用することが可能

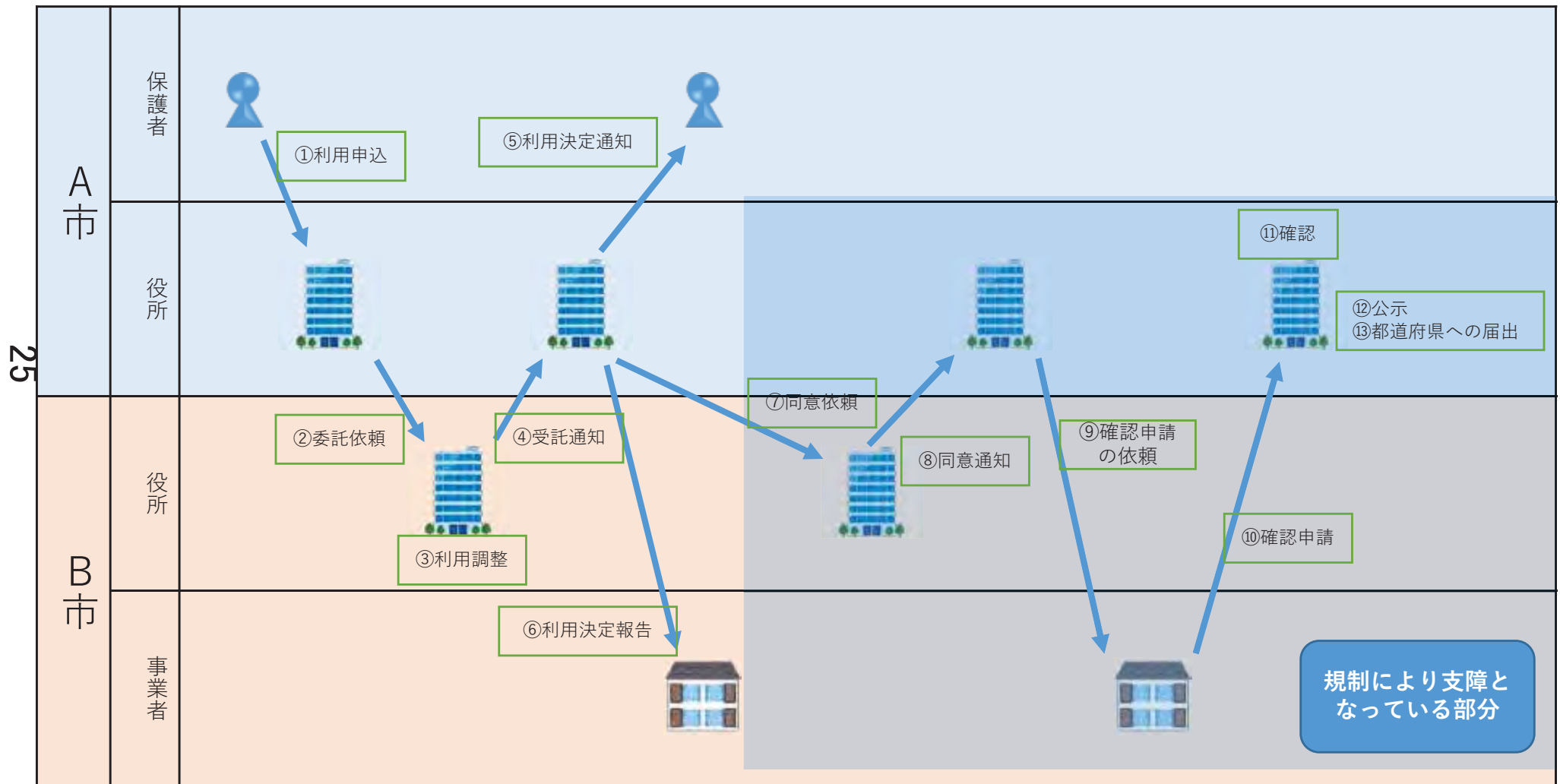
地域型保育事業の場合



B市が、B市に所在するB小規模保育事業に行った確認の効果は、B市に限定
そのため、C市の児童がB小規模保育事業を利用するためには、C市がB市の同意を得たうえで、B小規模保育事業の確認申請及びC市が確認を行うことが必要

他市町村の地域型保育事業の利用の流れ

例：A市在住の保護者がB市の地域型保育事業を利用する場合



※特定教育・保育施設を利用する場合、網掛けの手続きは必要なし

※利用の決定は、通常、利用開始前月の中旬以降に行われるため、短期間に手続きを行うことが必要

支障となっている事項

区域を超えた保育のニーズ

- 区域を超えた通勤
- 年度途中の転居
- 里帰り出産 など



特定教育・保育施設とともに、

地域型保育事業も活用



26

児童居住市外の地域型保育事業を利用するためには、
事前に「**同意**」及び「**確認**」が必要

しかしながら、実際の利用決定は、それぞれの
市町村の利用調整担当部門の間で調整し、決定



利用決定を追認する形で
「**同意・確認**」



特定教育・保育施設では、不要



形骸化した事務により事業者・市町村の負担が増大！

簡素化規定もあるが・・・

- ・ 「同意を要しない協議書」
- ・ 「みなし確認」



協議書の締結等、依然煩雑！

地域型保育事業の施設数等の推移

4月1日現在

	平成27年度				平成30年度		
	施設数	定員	市外児童数		施設数	定員	市外児童数
堺市	25	371	6		46	797	14
豊中市	1	24	1		16	266	3

- 新制度開始後、地域型保育事業も増加し、保育の受け皿としての果たす役割も増大
- 地域型保育事業の増加に伴い、市外児童の受入れも増加

平成30年度に「確認」が必要となった件数

(1) 堺市・豊中市の児童が、市外の地域型保育事業を利用し、確認が必要となった件数

	確認が必要となった施設数
堺市	4
豊中市	7

(2) 他市の児童が、堺市・豊中市の地域型保育事業を利用し、確認申請が必要となった施設数

	確認申請が必要となった施設数
堺市	11 (※)
豊中市	1

※ 2市に、確認申請が必要となった施設が1施設あり

【支障事項の具体的内容】

〈同意を要しない協議書の締結まで〉

- 本市の子どもが他市町村施設を利用する際は、その都度、①該当施設が地域型保育事業所か、②「同意を要しない協議書」を締結している市町村かをチェックする必要がある等、事務が煩雑となっている。
- 「同意を要しない協議書」の締結事務においても、協議書には両市町村長の公印が必要となっており、両市町村での協議書の内容確認、公印押印作業等、一定の事務期間を要するものとなっており、両市町村職員の事務負担となっている。
- 他市町村と「同意を要しない協議書」を締結する際、他市町村担当者が当該制度を理解していないケースもあり、その場合は制度自体の説明を行い、理解を得た上で事務を進める必要がある。

28

〈同意を要しない協議書の締結後〉

- 該当事業所が所在する市町村とは既に「同意を要しない協議書」の締結を行っている場合であっても、確認事務については必須となっていること等から、相当の事務量は発生している。

〈「確認」が遅れてしまうケース〉

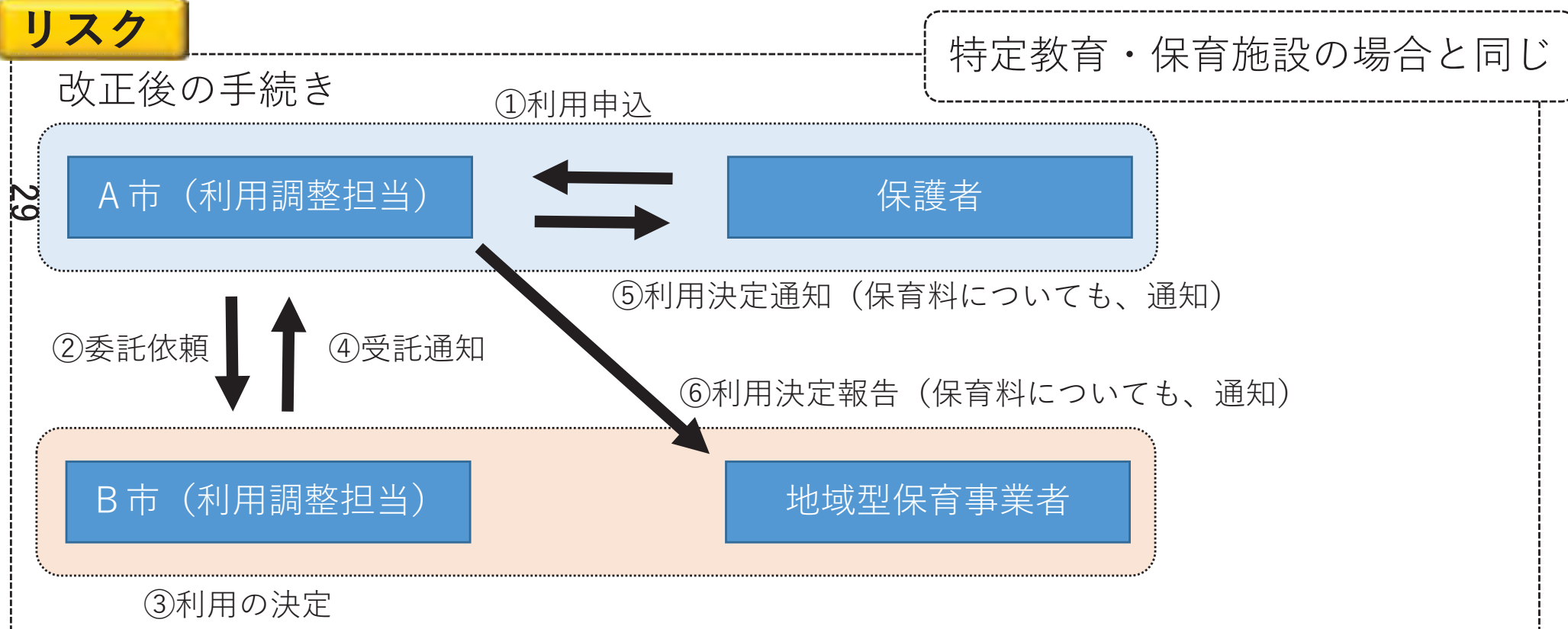
- 本市より他市に転居し、転居後も本市の地域型保育事業者を引き続き利用していたが、転居が事後に判明したため、転居先の市の確認よりも先に、利用が開始されていたケースが発生している。

提案の効果とリスク

効果

特定教育・保育施設に係る確認事務と同様に、全国で確認の効力が及ぶことで、事業所及び市町村の事務負担軽減に繋がる。また、転居後の継続利用についても、確認が遅れるといったケースが生じることはなく、スムーズな利用が可能となる。

リスク



- 提案実現後においても、②、④により、実質的に同意と同等の手続きは、完了
- 保護者への支給認定、利用者負担額の通知もれや、地域型保育事業者からの給付についての請求もれといった新たな問題は、⑤及び⑥の手続きにより、発生するリスクはない。